

# 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会 謝金支給規程

(令和3年理事会規程第21号)

## (目的)

第1条 この規程は、本会定款第3条の事業を行う場合に委員、講師等に支払う謝金に関して必要な事項を定める。

## (支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の事務局職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。ただし、謝金の辞退の申し出があった場合は、支給しない。

## (謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会議、委員会等に出席に伴う謝金
- (2) 講演及び講習に伴う謝金
- (3) 機関紙、教本等の原稿執筆に伴う謝金
- (4) 技能検定試験問題の作成及び採点に伴う謝金
- (5) 調査研究等の作業に伴う謝金
- (6) その他の謝金

## (謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

## (領収書の徴取)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を徴取しなければならない。

なお、銀行振込による支払いの場合はこの限りでない。

## (所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払に際しては、本会は、法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

## (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

別 表(謝金支給規程第4条)

謝金の額の基準				
令和3年5月14日				
対象者		基準額 (単価:円)	支給単価	備 考
委員会・会議出席者	大学教授級	20,000	1回当たり	原則、会員には謝金の支払いはないが、特別な場合のみ非会員の基準額を適用する。
	准教授級	16,000	1回当たり	
	非会員	5,000	1回当たり	
講演・講習講師	大学教授級	20,000	1時間当たり	▪ 講演・講習原稿の作成を含む。 ▪ 講演・講習原稿の作成を含まない場合は、基準額の50%とする。 ▪ 同一内容の講習を複数回実施する場合は、2回目以降は基準額の50%とする。
	准教授級	16,000	1時間当たり	
	非会員	12,000	1時間当たり	
	会員	8,000	1時間当たり	
試験問題作成者	会員	300	1問当たり	新規問題にのみ適用する。
	非会員	600	1問当たり	
試験問題採点者	会員	100	1問当たり	記述式試験問題にのみ適用する。
	非会員	200	1問当たり	
試験立会者		7,000	1日当たり	試験実施当日の協力者にも適用する。
原稿執筆者	会員	2,000	1,000字当たり	▪ 新規原稿にのみ適用する。 ▪ 講演・講習原稿、本会出版図書の原稿、eラーニング教材等の原稿を含む。
	非会員	4,000	1,000字当たり	